町田市しょうがい福祉事業計画

（第５期計画）

(イラスト,省略)

2018年３月

町田市

■「障害」の「害」の表記について

町田市では、ノーマライゼーション社会の実現をめざし、心のバリアフリーを推進するため、市が使う「障害者、」などの表記について、「障害」ということばを「ひと」について使用する場合は、「しょう」は漢字、「がい」は平仮名で表記するか、可能な場合は他のことばで表現しています。

ただし、国の法令や、町田市以外の地方公共団体条例・規則などにもとづく制度、施設めい、あるいは団体等の固有名詞についてはそのままの表記とします。

■「しょうがいのある人」と「しょうがいしゃ」の表現について

この計画では、基本的に「しょうがいのある人」という表現を使っています。

「しょうがいしゃ」については、固有名詞として使われている場合のみとしています。

■SPコードについて

本計画書には、各ページにSPコードがついています。SPコードは、紙に掲載された情報をデジタルに変え、専用の読取装置を利用することにより、情報を音声で聞くことができます。目の不自由な人への情報バリアフリーとして利用されています。なお、別途、点字版、DAISY版、テキスト版を作成しています。

表紙の絵：市内にあるクラフト工房,「ラ・まの」に通うひらの智之さんの作品です。平野さんは、2017年にフランス・ナント市で開催された、「日本のアール・ブリュット,『KOMOREBI』展」にも出展されるなど、広く活躍されています。

町田市しょうがい福祉事業計画（第５期計画）の策定にあたって

町田市は、これまでしょうがいのある人が必要な支援を受け、地域で安心してくらせるように、４期にわたり、町田市しょうがい福祉事業計画を策定し、障害福祉サービス等の提供体制確保に向けた取り組みを進めてまいりました。

このたびの第５期計画策定の背景には、障害者権利条約の批准や、障害者差別解消法の施行、障害者総合支援法の改正など、しょうがいのある人をとりまく環境の変化があります。

町田市では、このような変化に対応し、引き続き障害福祉サービス等の提供体制を計画的に確保していくために、2016年度からスタートした、第５次町田市しょうがいしゃ計画を上位計画とし、その基本理念のもと、町田市しょうがい福祉事業計画（第５期計画）を策定いたしました。

策定にあたりましては、町田市しょうがいしゃ施策推進協議会に諮問し、多くのしょうがいのあるかたに委員として携わっていただきました。また、協議会が主催した市民公聴会では、たくさんのご意見をいただくことができました。

このことによって、しょうがいのあるかたがたの意見と、地域の実情を踏まえた内容にすることができたと考えております。

今後は、関係部署や関係機関等と連携しながら、本計画の着実な推進につとめてまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたりまして、ご尽力をいただきました、委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださった、市民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

2018年３月,　町田市長,　石阪、じょういち

このページは空白です

町田市しょうがい福祉事業計画（第５期計画）の確実な実施を期待して

町田市しょうがいしゃ施策推進協議会は、2017年４月に、町田市長から「町田市しょうがい福祉事業計画（第５期計画）の策定に関すること」の諮問を受けました。

町田市しょうがいしゃ施策推進協議会は、しょうがいしゃ計画部会（部会長：小野　浩）を中心に、調査・検討・審議を重ね、原案を作成しました。そして、就労・生活支援部会（部会長：谷内　たかゆき）、相談支援部会（部会長：堤,愛子）で検討を重ね、さらに、2018年１月13日に「市民公聴会」を開催し、多くの市民のかたがたから貴重なご意見をいただきました。こうした経過の中で協議会は審議を重ねて、2018年３月５日に、「町田市しょうがい福祉事業計画（第５期計画）」を、町田市長に答申しました。

原案を作成したしょうがいしゃ計画部会は、その委員の半数がしょうがいのある当事者で構成され、さらに、しょうがいのある当事者家族のかたに、お加わりいただいています。また公聴会にも、多くのしょうがいのある当事者のかたや、家族のかたにご参加いただきました。そこで述べられたご意見や、ご要望のすべてが反映できている訳ではありませんが、みなさまの声を大切にしながら、この計画は策定されました。

また、計画づくりにおいてもっとも重要なことは、計画を立てることをゴールにしないことです。計画は、そこで書かれたことが実施されて、初めて実質的な意味を持ちます。この、町田市しょうがい福祉事業計画（第５期計画）は、2020年度までの３年間の計画です。これから３年間、年度ごとに進捗管理をして、予定通りに進んでいるか、もし計画と実施に差異が出ているとすれば、その原因が何なのかを検討することが大切なのです。町田市しょうがいしゃ施策推進協議会では、こうした計画の進捗管理もおこなっていきます。その内容についても、適宜市民のみなさまにもお伝えしていきます。

最後に、町田市しょうがい福祉事業計画（第５期計画）の策定に関わった委員のみなさま、ご意見を寄せていただいた市民のみなさま、そして協議会や各部会を支えてくださっている事務局のみなさまに感謝いたします。

町田市しょうがいしゃ施策推進協議会会長　岩崎、晋也

もくじ

第１章、計画の策定にあたって, 1ページ

１の１、計画の背景, 1ページ

括弧１、「しょうがいのある人」とは, 1ページ

括弧２、わが国における法制度, 1ページ

１の２、計画の位置づけ, 1ページ

括弧１、しょうがい福祉事業計画の位置づけ, 1ページ

括弧２、「障害児福祉計画」の位置づけ, 2ページ

１の３、計画の期間, 2ページ

１の４、計画の視点, 3ページ

括弧１、国の基本指針, 3ページ

括弧２、第４期計画後の町田市の実情, 4ページ

第２章、しょうがいのある人の状況, 5ページ

括弧１、障害者手帳所持者数, 5ページ

括弧２、身体障害者手帳所持者の内訳, 6ページ

括弧３、愛の手帳所持者の内訳, 7ページ

括弧４、精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳, 8ページ

括弧５、年齢別の障害者手帳所持者数, 9ページ

括弧６、難病等, 10ページ

括弧７、障害支援区分別,支給決定者数, 11ページ

括弧８、特別支援学校（高等部）卒業見込数, 12ページ

第３章、2020年度までに達成をめざす成果目標, 13ページ

３の１、施設入所者の地域生活への移行, 13ページ

括弧１、第４期計画をふまえた課題, 13ページ

括弧２、成果目標に関する国の考え方, 14ページ

括弧３、町田市の考え方, 14ページ

括弧４、成果目標の設定, 14ページ

括弧５、成果目標を達成するための方策, 14ページ

３の２、精神しょうがいにも対応した,地域包括ケアシステムの構築, 16ページ

括弧１、第４期計画をふまえた課題, 16ページ

括弧２、成果目標に関する国の考え方, 16ページ

括弧３、町田市の考え方, 17ページ

括弧４、成果目標の設定, 17ページ

括弧５、成果目標を達成するための方策, 17ページ

３の３、地域生活支援拠点等の整備, 18ページ

括弧１、第４期計画をふまえた課題, 18ページ

括弧２、成果目標に関する国の考え方, 18ページ

括弧３、町田市の考え方, 18ページ

括弧４、成果目標の設定, 18ページ

括弧５、成果目標を達成するための方策, 18ページ

３の４、福祉施設からいっぱん就労への移行, 19ページ

括弧１、第４期計画をふまえた課題, 19ページ

括弧２、成果目標に関する国の考え方, 20ページ

括弧３、町田市の考え方, 20ページ

括弧４、成果目標の設定, 21ページ

括弧５、成果目標を達成するための方策, 21ページ

第４章、障害福祉サービス等の見込量と実現方策, 23ページ

４の１、障害福祉サービス等, 23ページ

括弧１、訪問系サービス, 24ページ

括弧２、日中活動系サービス, 29ページ

括弧３、居住系サービス, 42ページ

括弧４、相談支援, 45ページ

４の２、地域生活支援事業, 50ページ

括弧１、必須事業, 51ページ

括弧２、任意事業（その他の地域生活支援事業）, 63ページ

第５章、計画の推進, 71ページ

５の１、推進体制, 71ページ

５の２、計画の実施・推進, 71ページ

５の３、計画の進行管理, 71ページ

　 巻末資料, 73ページ

１、障害福祉サービス等の実績及び見込量一覧, 73ページ

２、障害福祉サービス（訪問系）の区市町村別サービス量及び利用者すう, 76ページ

３、障害福祉サービス(にっちゅう活動系・相談支援）の区市町村別基盤整備状況,77ページ

４、地域生活支援事業の区市町村別実施状況, 79ページ

５、検討経過, 80ページ

６、委員名簿, 82ページ

このページは空白です

第１章、計画の策定にあたって

１の１、計画の背景

括弧１、「しょうがいのある人」とは

「しょうがいのある人」とは、障害者手帳所持者だけではありません。身体、知的、精神のしょうがいだけでなく、身体や精神のさまざまな機能のしょうがいや難病などによって、まわりの人や社会環境との間において障壁のある人ととらえます。

括弧２、わが国における法制度

2014年に日本が批准した、障害者権利条約は、しょうがいのある人がしょうがいのない人と平等な扱いを受け、社会の一員として尊厳をもって生活できるようにするための措置を、条約を守ると決めた国がとることを定めたものです。

これに関連して、2011年の障害者基本法改正、2013年の障害者総合支援法施行、2012年の障害者虐待防止法施行、2013年の障害者優先調達推進法施行、2016年の障害者差別解消法施行、障害者雇用促進法施行など、国内法の整備が順次すすめられてきました。

１の２、計画の位置づけ

括弧１、しょうがい福祉事業計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法で策定がもとめられた、「障害福祉計画」として策定します。

「町田市基本構想」、「町田市基本計画」、「町田市ごかねん計画、17、21」を上位計画とするとともに、障害者基本法に基づき策定された、町田市のしょうがいしゃ施策の基本的な方向性を示した、「第５次町田市しょうがいしゃ計画」における、障害福祉サービス等にかかわる３年間の実施計画としても位置づけて策定します。

なお、しょうがいしゃ計画と本計画は、今のところ、異なる計画期間で策定されていますが、今後、一体てきに策定することを検討していきます。

括弧２、「障害児福祉計画」の位置づけ

2016年に児童福祉法、障害者総合支援法、発達障害者支援法の一部改正がおこなわれ、しょうがいのある児童やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで、一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築をはかるため、市町村に「障害児福祉計画」の策定がもとめられました。この「障害児福祉計画」は、多くの自治体がしょうがい福祉施策と位置づけている中で、連携及び切れ目なく引き継ぐことを前提として、町田市では子ども施策と位置づけました。

このため、町田市の「障害児福祉計画」は、しょうがいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、町田市における子ども施策の基本計画である、「新・町田市子どもマスタープラン」の下位に位置づけ、名称を、「町田市子ども発達支援計画（第一期障害児福祉計画）」として策定することとしました。

「しょうがい福祉事業計画（第４期計画）」に掲載していたしょうがい児支援に関する項目については、「子ども発達支援計画」に掲載しています。

注釈：巻末資料（75ページに、子ども発達支援計画の内容を一部引用し、掲載しています。

１の３、計画の期間

第５期計画の期間は、2018年度から、2020年度までの３年間とします。

・このあと、「町田市しょうがいしゃ計画」、「町田市障がい福祉事業計画」、「町田市子ども発達支援計画」の計画期間を示す図がはいります。

(図版,省略)

１の４、計画の視点

町田市しょうがい福祉事業計画（第５期計画）は、国が示す基本指針と町田市の実情をふまえ策定します。なお、障害児つうしょ支援等のしょうがい児施策については、町田市子ども発達支援計画（第一期障害児福祉計画）の中でとりあつかうものとします。

括弧１、国の基本指針

１）基本理念

・しょうがいしゃ等の自己決定の尊重と、意思決定の支援

・市町村を基本とした身近な実施主体と、しょうがい種別によらないいちげん的な障害福祉サービスの実施等

・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応した、サービス提供体制の整備

・地域共生社会の実現に向けたとりくみ

２）障害福祉サービスの提供体制の確保に関する、基本的考え方

・全国で必要とされる訪問系サービスの保障

・希望するしょうがいしゃ等への日中活動系サービスの保障

・グループホームとうの充実及び、地域生活支援拠点等の整備

・福祉施設からいっぱん就労への移行等の推進

３）相談支援の提供体制の確保に関する、基本的考え方

・相談支援体制の構築

・地域生活への移行や、地域定着のための支援体制の確保

・発達しょうがいしゃ等に対する支援

・協議会の設置等

括弧２、第４期計画後の町田市の実情

・利用者の意見を聞きながら、重度訪問介護の支給決定の基準を作成したことにより、こうへいかつ生活実態に応じた、サービス提供が可能になりました。

・医療的なケアを必要とする、重度のしょうがいのある人の進路さきの確保を目的として、日中活動系サービス事業しょの建設への、財政的な支援をおこない、地域での暮らしを支える体制を強化しました。

・市内を５地域に分け、しょうがいしゃ支援センターを開設しました。しょうがいのある人の相談の利便性を高め、専門の相談員の配置により、継続して的確な支援を受けられる体制をととのえました。

・相談支援指針の作成に着手し、しょうがいしゃ支援センターのほか、指定特定相談支援事業しょ等の、相談支援の内容の充実と、標準化がはかれるようとりくんでいます。

括弧１の国の基本指針と、括弧２の町田市の実情等をふまえ、第３章に、2020年度までに達成をめざす成果目標、第４章に、成果目標を達成するための、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の活動指標（見込量）を定めます。

・このあと、「町田市障がい福祉事業計画（第５期計画）」と、国の基本指針、町田市の実情、「第５次町田市障害者計画」の関係を示した図がはいります。

(図版,省略)

第２章、しょうがいのある人の状況

括弧１、障害者手帳所持者数

市内の障害者手帳所持者数は、2016年度末現在で、身体障害者手帳が、11,741人、愛の手帳が、3,153人、精神障害者保健福祉手帳が、3,801人となっています。

・(2012年度から、2016年度にかけて、身体障害者手帳は約1.02倍、愛の手帳は約1.15倍、精神障害者保健福祉手帳は約1.28倍の増加となっており、全体としては約1.09倍となっています。

・このあと、2012年度から、2016年度までの、障害者手帳所持者数の推移のグラフとひょうがはいります。

括弧２、身体障害者手帳所持者の内訳

身体障害者手帳所持者の等級別内訳は、１級（重度）が最も多く、次いで４級、２級の順となっています。

しょうがい別内訳は、2016年度末現在で、肢体不自由が５割を超え、次いで内部しょうがいが３割となっています。

・このあと、2012年度から、2016年度までの、身体障害者手帳所持者の等級別内訳のグラフと、2016年度末の身体障害者手帳所持者の障害別内訳のグラフがはいります。

括弧３、愛の手帳所持者の内訳

愛の手帳所持者の等級別内訳は、四度（軽度）、二度（重度）の順で多くなっています。同じく年齢別内訳では、18歳以上が2/3以上を占めています。

・このあと、2012年度から、2016年度までの、愛の手帳所持者の等級別内訳と、2016年度末の、愛の手帳所持者の年齢別内訳のグラフがはいります。

括弧４、精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別内訳は、２級が過半数を占め、最も多くなっています。精神科通院医療にかかる、自立支援医療受給者証の発行すうは、引き続き増加傾向にあります。

・このあと、2012年度から、2016年度までの、精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別内訳と、自立支援医療受給者証発行すうのグラフがはいります。

括弧５、年齢別の障害者手帳所持者数

町田市内の人口は、2016年度末現在で、約42万９千人、うち身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の３種類の手帳の所持者数の合計は、約１万９千人です。年齢別の所持者数は、概ね以下の通りです。

・このあと、2016年度末の、町田市内における年齢別障害者手帳所持者数の内訳のグラフと、町田市内における年齢別人口と障害者手帳所持者数の割合のひょうがはいります。

括弧６、難病等

2013年４月に施行された、障害者総合支援法によって、難病等が障害福祉サービス等の受給対象に加わり、障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められたサービス等の受給が可能になりました。2015年１月から対象疾病が段階的に拡大され、2017年４月からは、358疾病がサービス等の対象となっています。

・このあと、2012年度から、2016年度までの、難病医療費助成制度の申請件数のひょうがはいります。

注釈：難病医療費助成制度とは、難病医療費等、公費負担対象疾病に該当し、認定基準を満たしている場合に、自己負担（保険診療ぶん）の一部を助成する制度です。

括弧７、障害支援区分別,支給決定者数

町田市の障害支援区分別の支給決定者数は、区分不要が最も多く、次いで区分６、区分５という順番で多くなっています。

区分ごとの支給決定者数の推移では、区分４以上（ちゅう度・重度）の支給決定者数が年々増加傾向にあります。

また、全体でも支給決定者数は年々増加しています。

注釈：区分不要とは、障害福祉サービスの中には障害支援区分を要しないサービスがあり、そのサービスのみを利用している人の人数です。（障害支援区分を要しないサービスとは、就労移行支援、就労継続支援等です）

・このあと、2015年度から、2017年度までの、障害支援区分別,支給決定者数の内訳のグラフとひょうがはいります。

括弧８、特別支援学校（高等部）卒業見込数

市内在住者の特別支援学校（高等部）の進学さきとしては、町田市内の、東京都立町田の丘学園が最も多くなっています。次に多いのは、高等部単独校の東京都立南大沢学園（就業技術科）となっており、東京都立多摩桜の丘学園、東京都立八王子盲がっこう等への進学も見られます。

市内在住者で、市内・市外を含めた特別支援学校（高等部）を卒業する生徒すうは、2017年度から、2020年度までじょじょに増加する見込みとなっています。ピーク時の2020年度は105名、そのごも2023年度まで、毎年90名以上が卒業していく見込みとなっています。

・このあと、2017年度から、2025年度までの、町田市在住者の特別支援学校卒業生見込すうの推移のグラフがはいります。

注釈：2020年以降の、町田の丘学園在籍者数は、同校しょう・ちゅう学部の児童生徒すうに、市内特別支援学級の在籍児童生徒すうの55％を加算して推計。

第３章、2020年度までに達成をめざす成果目標

３の１、施設入所者の地域生活への移行

括弧１、第４期計画をふまえた課題

第４期計画における、地域生活移行者数は、29人の目標に対し、2016年度末で11人、達成率は約40％となっています。地域生活への移行には、グループホームの利用、家族との暮らしやひとり暮らしの希望があります。地域生活への移行をになう市内の社会資源として、グループホームは着実に増加していますが、短期入所は増えていません。またグループホームにおいては、重いしょうがいのある人でも入居できることや、すでに入居している利用者の重度化や高齢化への対応が望まれています。短期入所は、介護者の高齢化等によるレスパイトとしての利用ニーズが高い現状で、家族から離れて過ごすための体験の場としての利用は難しく、短期入所を増やすことがもとめられています。そのほか、地域生活への移行に向けた支援は、区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場をつうじて、本人の意向を聞きとることからはじめる必要があります。

・このあと、「施設入所者の地域生活への移行」の、第4期の実績のひょうがはいります。一部抜粋します。

１つ目の成果目標、「2013年度末時点の施設入所者数、236人のうち、2017年度末までに12％（29人）以上の人を地域生活に移行する、」に対し、2015年度から、2017年度末までの累計の実績予想は、延べ17人です。

２つ目の成果目標、「2013年度末時点の施設入所者数、236人を、2017年度末までに４％（10人）以上減らして、226人以下にする、」に対し、2017年度末の実績予想は、236人です。

括弧２、成果目標に関する国の考え方

・このあと、「施設入所者の地域生活への移行」の、成果目標に関する、国の考え方のひょうがはいります。

１つ目の項目、「施設入所者の地域生活移行に関する目標」については、「2020年度末時点で、2016年度末の施設入所者数の、9％以上が地域生活へ移行することを基本とする、」としています。

２つ目の項目、「施設入所者数の削減に関する目標」については、「2020年度末時点の施設入所者すうを、2016年度末時点の施設入所者数から、２％以上削減することを基本とする、」としています。

注釈：2017年度末において、数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加えて目標ちを設定。

括弧３、町田市の考え方

国の考えにもとづき、2020年度末時点で、2016年度末の施設入所者すうの、９％以上が地域生活へ移行すること、2020年度末の施設入所者すうを、2016年度末の２％以上削減することを基本とします。

未達成割合を、2020年度末の数値目標に加算することは困難であるため、第４期計画実績の水準を維持しつつ、グループホームとうの地域資源の整備をすすめることで、さらなる地域生活への移行にとりくみます。

括弧４、成果目標の設定

・このあと、「施設入所者の地域生活への移行」の成果目標を示すひょうがはいります。

１つ目の成果目標は、「2016年度末時点の施設入所者数、234人のうち、2020年度末までに９％（21人）以上の人を地域生活に移行する、」としています。

２つ目の成果目標は、「2016年度末時点の施設入所者数、234人を、2020年度末までに、２％（５人）以上減らして、229人以下にする、」としています。

括弧５、成果目標を達成するための方策

グループホームの整備

・グループホームの開設に関する相談（意見書の作成・短期入所の併設等）に対応するほか、施設整備補助は可能な限り実施していきます。

・特に重いしょうがいのある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。

短期入所の基盤整備

・現在、市内にない単独型や、つうしょ施設との併設型の開設に向けて支援します。

・引き続きグループホームの開設時に、短期入所の併設促進をはかるとともに、基盤整備をすすめていきます。

・短期入所の開設に関する相談（意見書の作成等）に対応するほか、「施設整備補助」は可能な限り実施していきます。

地域生活への移行に向けた支援

・施設入所者の区分認定調査や、計画相談のモニタリング等の際に、地域移行に関する本人の意向や希望の聞きとりをおこないます。

３の２,精神しょうがいにも対応した、地域包括ケアシステムの構築

括弧１、第４期計画をふまえた課題

第４期計画においては、「入院中の精神しょうがいしゃの地域生活への移行」の目標として、具体的な数値目標はたてず、地域で安心して生活できる環境をととのえるため、行政と民間事業者が協力して施策の推進をはかることを基本としました。

第４期計画期間においては、町田市内の精神科病院、７か所と実施している「精神保健福祉推進会」において、市内グループホームと宿泊型自立訓練の現状・受け入れ体制についての勉強会を開催しました。また、入院中の精神しょうがいのある人が、地域での生活をイメージできるように、冊子を作成し、院内での普及啓発をうながしました。しかし、医療と連携した地域生活移行を推進していく気運は醸成できていません。

地域移行支援については、利用がすすみませんでしたが、精神しょうがいのある人を受け入れ可能なグループホームの開設が増え、長期入院の人も含め、安心して生活するための基盤整備はすすんでいます。

現状では、しょうがい福祉主体で、医療・保健の分野と有機的に協議をおこなうことができる場はありません。

括弧２、成果目標に関する国の考え方

・このあと、「精神しょうがいにも対応した、地域包括ケアシステムの構築」の、成果目標に関する、国の考え方のひょうがはいります。

①,「市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置」については、「2020年度末までに、すべての市町村ごとに協議の場を設置することを基本とする、」としています。

②,「精神病床における、１年以上長期入院患者すう」については、「2020年度末の精神病床における、１年以上長期入院患者すうを設定する、」としています。

③,「精神病床における早期退院率」について、「2020年度末までに、入院後３ヶ月時点の退院率は69％以上、入院後６ヶ月時点では84％以上、入院後１年時点では90％以上とすることを基本とする、」としています。

注釈：②と③は、東京都が定める。

注釈：精神しょうがいにも対応した、地域包括ケアシステムの構築に関する、目標の達成にあたっては、特に医療計画との関係に留意する。

括弧３、町田市の考え方

しょうがいのある人が、地域で安心して生活できる環境をととのえるため、行政と民間事業者が協力して施策の推進を継続していきます。

またしょうがい福祉分野だけではなく、たの分野の既存の協議会等の活用を視野にいれ、精神しょうがいのある人が、地域で生活するために必要な支援をおこなう、保健・医療・福祉関係者が、連携して協議する場の設置を検討していきます。

括弧４、成果目標の設定

・このあと、「精神しょうがいにも対応した、地域包括ケアシステムの構築」の成果目標を示すひょうがはいります。

「市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置」の成果目標は、「協議の場の設置、」としています。

括弧５、成果目標を達成するための方策

・地域移行支援・地域定着支援を適切な機会に利用できるように、サービスの周知をおこなうとともに、しょうがいしゃ支援センター及び市内精神科病院との定期的な連携の場をつくっていきます。

・しょうがい福祉の分野だけではなく、たの分野（たの福祉分野や保健・医療分野等）の既存の協議会等、庁内でおこなわれている関係のある協議体を把握し、精神しょうがいのある人が、地域で生活することを、具体的に検討できる協議体のあり方を検討していきます。

・長期入院者が地域で安心して生活できるようにするために、グループホームとうでの積極的な受け入れがすすむよう、支援を継続します。

３の３、地域生活支援拠点等の整備

括弧１、第４期計画をふまえた課題

第４期計画期間中に、市内５地域にしょうがいしゃ支援センターを立ちあげ、しょうがいのある人の自立生活も含めた、相談体制をととのえました。国の定める地域生活支援拠点は未整備ですが、今後は国のモデル事業も参考にしながら、市に必要とされるサービス、社会資源の整理と機能の検討をすることが課題となります。

括弧２、成果目標に関する国の考え方

・このあと、「地域生活支援拠点等の整備」の、成果目標に関する、国の考え方のひょうがはいります。

「地域生活支援拠点等の整備」については、「2020年度末までに、各市町村、または各圏域に少なくとも一つを整備する、」としています。

括弧３、町田市の考え方

しょうがいのある人が、地域で自立した生活をおくれるような支援体制の構築を念頭に、国の考え方に基づき、2020年度末までに、市内に地域生活支援拠点機能を整備します。

括弧４、成果目標の設定

・このあと、「地域生活支援拠点等の整備」の成果目標を示すひょうがはいります。

「地域生活支援拠点等の整備」の成果目標は、「拠点機能の整備完了、」としています。

括弧５、成果目標を達成するための方策

・(2018年度から、先進事例等の情報収集をおこないます。

・(2019年度から、地域生活支援拠点として備えるべき、機能的内容及びしくみの構築に向けた検討に着手します。

注釈：地域生活支援拠点等とは、しょうがいのある人の重度化・高齢化や、「親亡きあと」を見すえた、①,親元からの自立等の相談、②,グループホームとうの体験の機会・場、③,緊急時の受け入れ、④,専門性、⑤,地域の体制づくりの機能、を備えた拠点や、それらの機能を分担した、面的な支援をおこなうものです。

３の４、福祉施設からいっぱん就労への移行

括弧１、第４期計画をふまえた課題

・第４期計画期間では、町田市しょうがいしゃ施策推進協議会の、「就労・生活支援部会」において、就労支援関係機関との情報共有や連携にとりくみました。また、各関係機関と共催で、しょうがいのある人が対象の、就職面接会や、市内中小企業対象の、しょうがいしゃ雇用促進に向けたセミナーの開催などにとりくみました。引き続き、これらのことにとりくむ必要があります。

・しょうがいしゃ就労生活支援センター２か所と、就職後の定着支援に重点を置いた、民間の就労支援センター（市補助）１か所の、３センターで就労支援にとりくんでいます。しょうがいしゃ就労生活支援センター等からの、いっぱん就労者の数は目標に達する見込みですが、今後もとりくみの継続がもとめられています。

・町田市役所において、東京都立町田の丘学園の生徒のインターンシップの受け入れや、2017年10月から、知的しょうがいのある人のチャレンジ雇用を開始し、しょうがいしゃ雇用が拡充しましたが、更なる範囲や人数の拡大が課題です。

・(2016年度末時点で、就労移行支援事業しょは７事業しょあります。そのうち、就労への移行率が３割以上の事業しょの割合は、約７割と目標を上回っています。

・企業等にいっぱん就労するしょうがいのある人の人数は、増加傾向にありますが、短期間で辞めることになるなど、就労継続については課題があります。

注釈：しょうがいしゃ就労生活支援センターとは、就労全般に関する相談や、面接どうこうなどの就労支援をおこなうところです。また、就職後は職場定着支援をおこない、就職さきの定着をはかります。町田市には、「りんく」と「レッツ」の２センターがあります。

第４期の実績

・このあと、「福祉施設からいっぱん就労への移行」の第４期の実績のひょうがはいります。

１つ目の項目、「就労移行支援事業等を通じて、いっぱん就労に移行する者、」の2017年度の目標、50人に対し、実績予想は52人です。

２つ目の項目、「就労移行支援事業しょの就労移行率が、３割以上の事業しょの割合、」の2017年度の目標、５割に対し、実績予想は７割です。

３つ目の項目、「就労・生活支援センター等からのいっぱん就労する人数、」の2017年度の目標、60人に対し、実績予想は60人です。

注釈：就労移行支援事業等とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援です。

括弧２、成果目標に関する国の考え方

・このあと、「福祉施設からいっぱん就労への移行」の成果目標に関する、国の考え方のひょうがはいります。

１つ目の項目、「就労移行支援事業等を通じた、いっぱん就労への移行者すう、」については、「2020年度末までに、2016年度実績の1.5倍以上とすることを基本とする、」としています。

２つ目の項目、「就労移行支援事業の利用者すう」については、「2020年度末における利用者すうが、2016年度末における利用者すうの２割以上増加することをめざす、」としています。

３つ目の項目、「就労移行支援の事業しょごとの移行率」については、「2020年度末までに、就労移行率が３割以上である事業しょを、全体の５割以上とすることをめざす、」としています。

４つ目の項目、「就労定着支援による職場定着率」については、「支援開始１年後の職場定着率を、80％以上とすることを基本とする、」としています。

括弧３、町田市の考え方

国の定める成果目標については、国の考え方にもとづき、目標ちを設定します。

また、町田市では、就労移行支援事業しょ等からのいっぱん就労に限定せず、特別支援学校の卒業生や離職者など、就労移行支援事業しょ等を利用していない、しょうがいのある人のいっぱん就労を促進するため、国の考え方による目標ちに加えて、「就労・生活支援センター等からのいっぱん就労する人数」を、目標ちとして独自に設定します。

括弧４、成果目標の設定

・このあと、「福祉施設からいっぱん就労への移行」の成果目標を示すひょうがはいります。

１つ目の項目、「就労移行支援事業等を通じていっぱん就労に移行する者」の、2016年度の実績は52人、2020年度の成果目標は78人以上としています。

２つ目の項目、「就労移行支援事業の利用者すう」の、2016年度の実績は114人、2020年度の成果目標は137人以上としています。

３つ目の項目、「就労移行支援事業しょの移行率」の、2016年度の実績は７割、2020年度の成果目標は５割以上」としています。

４つ目の項目、「就労定着支援による職場定着率」の、2020年度の成果目標は80％以上」としています。

いつつ目の項目、「就労・生活支援センター等からいっぱん就労する人数」の、2016年度の実績は62人、2020年度の成果目標は65人以上」としています。

括弧５、成果目標を達成するための方策

関係機関との連携・調査・検証による雇用の推進

・公共職業安定じょ、商工会議所、企業、教育機関、就労・生活支援センター等と連携し、しょうがいしゃ雇用の支援施策を検討します。

・関係機関と連携しながら、セミナー開催等を支援し、しょうがいしゃ雇用制度、支援機関の役割、事例、特例子会社制度等を周知し、企業等の理解促進、啓発をすすめていきます。

・公共職業安定じょと協力し、就職面接会を引き続き実施していきます。

就労・生活支援センター等による就労の推進

・地域での就労・生活の支援体制の確保及び、個々のしょうがいに応じたきめこまやかな支援のため、引き続き複数のセンター体制で実施していきます。

・町田市独自の補助を続け、就労の相談・支援窓口を確保していきます。

・国制度の「就業・生活支援センター」の増設については、引き続き東京都に要請していきます。

職場実習などを通じた、雇用の拡大

・東京都立町田の丘学園生徒の、インターンシップの受け入れを継続するとともに、チャレンジ雇用の実績をふまえ、知的しょうがいや精神しょうがいのある人の雇用の拡充に向けて、引き続き検討していきます。

就労移行支援サービスの充実

・サービス提供の時期や必要性を見極めながら、本人や事業しょに適切な支援をします。

就労定着の推進

・就労後の定着への支援については、2018年度から、障害福祉サービスの新たなサービスに加わることを契機として、サービスの基盤整備にとりくみます。

注釈：就業・生活支援センターとは、たの支援機関・企業等と連携しながら就業支援や就労に関する生活支援を実施しているところです。就労に関する相談以外に、準備訓練として基礎訓練機関の紹介・就労に関するプログラムの実施、職場定着支援、就労に関する制度の紹介などを、個別に応じておこないます。南多摩圏域では、八王子市にのみ設置されています。

第４章、障害福祉サービス等の見込量と実現方策

４の１、障害福祉サービス等

このページには、障害福祉サービス等の種別と掲載ページが載っています。

|  |  |
| --- | --- |
| 括弧１,訪問系、 | ①,きょたく介護(ホームヘルプ)、24ページ、 |
| ②,重度訪問介護、25ページ、 |
| ③,どうこう援護、26ページ、 |
| ④,行動援護、27ページ、 |
| ⑤,重度障害者等包括支援、28ページ、 |
| 括弧２,日中活動系、 | ①,生活介護、29ページ、 |
| ②,自立訓練(機能訓練)、31ページ、 |
| ③,自立訓練(生活訓練)、32ページ、 |
| ④,宿泊型自立訓練、33ページ、 |
| ⑤,就労移行支援、34ページ、 |
| ⑥,就労継続支援,A型(雇用型)、35ページ、 |
| ⑦,就労継続支援,B型(非雇用型)、36ページ、 |
| ⑧,就労定着支援、38ページ、 |
| ⑨,療養介護、39ページ、 |
| ⑩,短期入所(ショートステイ)福祉型・医療型、40ページ、 |
| 括弧３,居住系、 | ①,共同生活援助(グループホーム)、42ページ、 |
| ②,施設入所支援、43ページ、 |
| ③,自立生活援助、44ページ、 |
| 括弧４,相談支援、 | ①,基本相談支援、45ページ、 |
| ②,計画相談支援、47ページ、 |
| ③,地域移行支援・地域定着支援、49ページ、 |

・障がいのある児童も利用可能なサービスは、きょたく介護、どうこう援護、行動援護、重度障害者とう包括支援、短期入所です。

・標準利用期間のあるサービス（利用期間が限定されているサービス）は、自立訓練の機能訓練と生活訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助です。

注釈：各ページの、2017年度実績については、計画策定時点で実績が確定していないため、年度末時点の実績の予想を掲載しています。

注釈：見込量とは、しょうがいのある人等の自立支援の課題解決に向けた、障害福祉サービス等の提供体制確保のための、成果目標を達成するために必要とされるサービス量を想定した値です。

括弧１、訪問系サービス

①,きょたく介護(ホームヘルプ)

サービス内容

・きょたくでの身体介護(入浴、排せつ、食事の介護)や家事援助等をおこなうとともに、通院の付き添いや生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、きょたく介護（ホームヘルプ）のひと月あたりの利用者すうと、利用時間の実績および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度385人、7,016時間。2016年度403人、7,393時間。2017年度425人、7,733時間です。

第５期の見込量は、2018年度448人、8,089時間。2019年度473人、8,461時間。2020年度499人、8,850時間です。

現状・課題

・必要なサービスが十分に提供できるための、事業しょすうや人材確保がもとめられています。

サービス提供体制確保のための方策

・個々のニーズを計画相談のモニタリングで把握しながら、効果的に継続した支援をおこなっていくよう、体制をととのえます。

・事業しょの実態をふまえ、事業しょと連携をして人材の確保を支援していきます。

②,重度訪問介護

サービス内容

・重いしょうがいのある人に対して、自宅での身体介護(入浴、排せつ、食事の介護)、家事援助、見守り等や外出時における移動支援等を総合的におこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、重度訪問介護のひと月あたりの利用者すうと、利用時間の実績および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度117人、30,845時間。2016年度120人、32,202時間。2017年度124人、33,071時間です。

第５期の見込量は、2018年度128人、33,964時間。2019年度132人、34,881時間。2020年度136人、35,823時間です。

現状・課題

・(2016年に支給時間の新基準を整備し、地域での在宅生活を支援してきました。

・身体しょうがい以外の知的しょうがいや精神しょうがいのある人の利用につながっていません。

・必要なサービスが十分に提供できるための、事業しょすうや人材確保がもとめられています。

サービス提供体制確保のための方策

・個々のニーズを計画相談のモニタリングで把握しながら、効果的に継続した支援をおこなっていくよう、体制をととのえます。

・知的しょうがいや精神しょうがいのある人を対象とする、事業しょの体制をととのえます。

・本人や家族の状況の変化に対応した支給について、検討をおこないます。

・事業しょの実態をふまえ、事業しょと連携をして人材の確保を支援していきます。

③,どうこう援護

サービス内容

・視覚しょうがいにより、移動に困難を感じているしょうがいのある人に対して、外出時にどうこうし、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、どうこう援護のひと月あたりの利用者すうと、利用時間の実績および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度109人、2,486時間。2016年度111人、2,801時間。2017年度117人、2,941時間です。

第５期の見込量は、2018年度124人、3,088時間。2019年度131人、3,242時間。2020年度139人、3,404時間です。

現状・課題

・安心して利用できるサービスの提供体制が、望まれています。

サービス提供体制確保のための方策

・個々のニーズを計画相談のモニタリングで把握しながら、効果的に継続した支援をおこなっていくよう、体制をととのえます。

・安心できるサービス提供にむけて、事業しょと当事者団体、行政担当者の定期的な懇談会を継続します。

・利用者の声を聞き、課題を検討していきます。

④,行動援護

サービス内容

・しょうがいのある人が行動する際に生じる危険を回避するために、必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護や援助をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、行動援護のひと月あたりの利用者すうと、利用時間の実績および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度5人、154時間。2016年度6人、160時間。2017年度7人、175時間です。

第５期の見込量は、2018年度8人、191時間。2019年度9人、209時間。2020年度10人、229時間です。

現状・課題

・事業しょが不足しているため、利用につながらないという課題があります。

サービス提供体制確保のための方策

・事業しょぶそくの原因を把握するなど、サービス提供の増加にむけた検討をおこない、事業しょの支援につとめます。

⑤,重度障害者等包括支援

サービス内容

・きょたく介護、どうこう援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活かいご、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を、包括的に提供します。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、重度障害者等包括支援のひと月あたりの利用者すうと、利用時間の実績および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度から、2017年度まで、すべてぜろにん、ぜろ時間です。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべてぜろにん、ぜろ時間です。

現状・課題

・市内に事業しょがなく、利用実績もありません。

サービス提供体制確保のための方策

・サービスを提供している事業しょの状況をふまえ、支援体制の確保に向けた検討をおこないます。

括弧２、日中活動系サービス

①,生活介護

サービス内容

・常に介護を必要とする人に、にっちゅうの時間帯、入浴、排せつ、食事の介護等をおこなうとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、生活介護のひと月あたりの利用者すうと、利用にっすうの実績および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度934人、17,681にち。2016年度971人、18,694にち。2017年度1,050人、19,292にちです。

第５期の見込量は、2018年度1,076人、21,520にち。2019年度1

,103人、22,060にち。2020年度1,131人、22,620にちです。

現状・課題

・生活介護の利用希望者は多く、利用実績は年々増加しています。

・(2016年度に、医療てきケアを必要とする重症心身しょうがいのある人への対応が可能な施設が開所するなど、生活介護事業しょは増えているものの、多くの施設・事業しょの定員が超過している状況で、すべての利用希望者を受け入れできていません。また、特に車いす利用者などは、希望する事業しょに必ずしも通える状況ではありません。

・一部の事業しょでは、利用者の高齢化による介護量の増加から、就労継続支援（Ｂ型）から、生活介護との多機能型へ移行した動きがあります。

サービス提供体制確保のための方策

・今後も、車いすや重度のしょうがいのある人も含め、日中活動を希望するすべてのしょうがいのある人が活動に参加できるよう、新たな事業しょの開設を支援します。

・重いしょうがいのある人に対する、「特別な支援」のための施策のあり方を検討します。具体的には、重度ちょうふくしょうがいしゃ集中施設補助きんの、対象事業しょの増加などを検討します。

・事業しょの賃借料のほか、サービスの前提となる「支援環境の維持管理費」に対する支援策について検討します。

・公設施設の貸付や維持管理のあり方を検討します。

②,自立訓練(機能訓練)

サービス内容

・理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、自立訓練（機能訓練）のひと月あたりの利用者すうと、利用にっすうの実績および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度4人、64にち。2016年度3人、48にち。2017年度6人、100にちです。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて6人、100にちです。

現状・課題

・第３期、４期計画期間において、利用実績は横ばいです。

・市内に自立訓練（機能訓練）の事業しょはありません。

サービス提供体制確保のための方策

・サービスを必要とする人へ、適切に支援を提供します。

③,自立訓練(生活訓練)

サービス内容

・事業しょやきょたくにおいて入浴、排せつ、食事等に関する訓練及び生活等に関する相談・助言その他の支援をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、自立訓練（生活訓練）のひと月あたりの利用者すうと、利用にっすうの実績および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度27人、335にち。2016年度26人、364にち。2017年度33人、380にちです。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて33人、380にちです。

現状・課題

・自立訓練（生活訓練）の事業しょは市内に２か所あります。

・第３期、４期計画期間において、利用実績は、おおむね横ばいです。

サービス提供体制確保のための方策

・サービスを必要とする人へ、適切に支援を提供します。

④,宿泊型自立訓練

サービス内容

・居住の場を提供し、家事等の日常生活能力を向上するための支援や、相談及び助言等をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、宿泊型自立訓練のひと月あたりの利用者すうと、利用にっすうの実績および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度21人、590にち。2016年度21人、618にち。2017年度21人、618にちです。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて21人、618にちです。

現状・課題

・自立訓練（宿泊型）の事業しょは市内に２か所あります。

・第３期、４期計画期間において、利用実績は横ばいです。

サービス提供体制確保のための方策

・多様なニーズにこたえるため、サービスを必要とする人へ適切に支援を提供します。

⑤,就労移行支援

サービス内容

・いっぱん就労を希望する人に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、訓練、求職活動の支援、就職後の定着のための相談支援等をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、就労移行支援のひと月あたりの利用者すうと、利用にっすうの実績および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度117人、1,778にち。2016年度114人、1,928にち。2017年度118人、2,051にちです。

第５期の見込量は、2018年度124人、2,232にち。2019年度130人、2,340にち。2020年度137人、2,466にちです。

現状・課題

・第４期計画期間の利用実績は横ばいですが、第３期計画時より増加しています。

・第４期計画期間中に、就労移行支援事業しょが増えています。

・標準利用期間のあるサービスであるため、適切ではない時期に利用してしまうことで、就労につながらない場合があります。

サービス提供体制確保のための方策

・サービス提供の時期や必要性を見極めながら、本人や事業しょに適切な支援をします。

⑥,就労継続支援,A型(雇用型)

サービス内容

・いっぱん就労が困難な人に、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識、能力向上に必要な訓練、その他の支援をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、就労継続支援,Ａ型（雇用型）のひと月あたりの利用者すうと、利用にっすうの実績および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度81人、1,641にち。2016年度101人、2,047にち。2017年度115人、2,415にちです。

第５期の見込量は、2018年度131人、2,751にち。2019年度149人、3,129にち。2020年度170人、3,570にちです。

現状・課題

・就労継続支援（Ａ型）の利用実績は年々増加しています。

・特別支援学校卒業生など、新規利用希望が毎年増加しており、つうしょさきの確保が必要です。また、希望する事業しょに必ずしも通える状況ではありません。

・市内に事業しょが少なく、他市での利用実績も多いです。

・(2017年４月１日の総合支援法の改正により、事業しょ運営などについて新しい項目が増え、より厳密な運営がもとめられています。

サービス提供体制確保のための方策

・今後も、車いすや重度のしょうがいのある人も含め、希望するすべてのしょうがいのある人が、事業しょで就業できるよう支援します。

・市内に事業しょが増えるよう、事業者に働きかけます。

⑦,就労継続支援,B型(非雇用型)

サービス内容

・いっぱん就労が困難な人に、生産活動その他の活動機会の提供、就労に必要な知識、能力向上に必要な訓練、その他の支援をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、就労継続支援,Ｂ型（非雇用型）のひと月あたりの利用者すうと、利用にっすうの実績および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度747人、11,469にち。2016年度797人、12,920にち。2017年度770人、13,090にちです。

第５期の見込量は、2018年度815人、13,855にち。2019年度863人、14,671にち。2020年度914人、15,538にちです。

現状・課題

・就労継続支援（Ｂ型）の利用実績は年々増加しています。

・特別支援学校卒業生など、新規利用希望が毎年増えており、つうしょさきの確保が必要です。また、車いす利用者などが希望する事業しょに必ずしも通える状況ではありません。

・利用者の重度化や、高齢化による介護量の増加から、就労継続支援（Ｂ型）単独から、生活介護との多機能型へ転換する事業しょもあります。

サービス提供体制確保のための方策

・今後も、車いすや重度のしょうがいのある人も含め、日中活動を希望するすべてのしょうがいのある人が、活動に参加できるよう、新たな事業しょの開設を支援します。また、現在ある事業しょでも、活動への参加がひろがるよう働きかけていきます。

・事業しょの賃借料のほか、サービスの前提となる「支援環境の維持管理費」に対する支援策について検討します。

・公設施設の貸付や維持管理のあり方を検討します。

⑧,就労定着支援　（2018年４月からの新規事業です)

サービス内容

・いっぱん就労へ移行したしょうがいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労継続をはかるために企業・自宅等への訪問や、しょうがいのある人のらいしょによる必要な連絡調整、指導・助言等をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、就労定着支援のひと月あたりの利用者すうの実績、および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、ありません。

第５期の見込量は、2018年度56人。2019年度59人。2020年度62人です。

現状・課題

・(2018年４月からの新規事業です。

サービス提供体制確保のための方策

・新規事業であるため、事業内容について情報提供をおこない、就労定着支援事業しょが増えるよう支援します。

・しょうがいのある人が当事業を活用できるよう、計画相談をおこなう事業しょに周知をおこないます。

⑨,療養介護

サービス内容

・病院等に入院している人に対して、主ににっちゅうの時間帯に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の支援をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、療養介護のひと月あたりの利用者すうの実績、および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度46人。2016年度51人。2017年度51人です。

第５期の見込量は、2018年度55人。2019年度59人。2020年度63人です。

現状・課題

・第４期計画期間の利用実績はゆるやかに増加しています。

・市内に療養介護のサービス施設はありません。

サービス提供体制確保のための方策

・市内での利用ニーズを把握しつつ、必要な人へ適切に支援を提供していきます。

１０,短期入所（ショートステイ）福祉型・医療型

サービス内容

・福祉型は、きょたくにおいて、介護する人が病気の場合や、自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等へ短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援をおこないます。

・医療型は、きょたくにおいて、介護する人が病気の場合や、自立生活に向けた体験をする場合などに、病院等へ短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、短期入所（ショートステイ）の福祉型、医療型の、ひと月あたりの利用者すうと利用にっすうの実績、および見込量のひょうがはいります。

・短期入所（ショートステイ）の福祉型の、第４期の実績は、2015年度120人、748にち。2016年度121人、794にち。2017年度129人、845にちです。

第５期の見込量は、2018年度138人、899にち。2019年度147人、957にち。2020年度157人、1,018にちです。

・短期入所（ショートステイ）の医療型の、第４期の実績は、2015年度25人、173にち。2016年度25人、184にち。2017年度27人、196にちです。

第５期の見込量は、2018年度28人、209にち。2019年度29人、223にち。2020年度30人、237にちです。

現状・課題

福祉型・医療型

・短期入所の施設が不足しています。そのため、家族から離れて過ごすための体験の場としての利用が難しい状況です。

・短期入所については、介護者の高齢化等により、利用ニーズが高まっています。しかし、町田市内で利用できる施設が限られており、サービス基盤の拡充が求められています。

・重度ちょうふくしょうがいのある人、行動しょうがいがある知的しょうがいのある人、またしょうがいのある児童を受け入れられる施設が、市内には少ない状況です。

サービス提供体制確保のための方策

福祉型・医療型

・現在、市内にない単独型や、つうしょ施設との併設型の開設にむけて支援します。

・引き続き、グループホームの建設時に短期入所の併設促進をはかるとともに、基盤整備をすすめていきます。

・短期入所施設の開設に関する相談（意見書の作成等）に対応するほか、「施設整備補助」は可能な限り実施していきます。

・重度ちょうふくしょうがいのある人、行動しょうがいがある知的しょうがいのある人、またしょうがいのある児童が利用できるよう、基盤整備のため法人等に働きかけていきます。

括弧３、居住系サービス

①,共同生活援助(グループホーム)

サービス内容

・主に共同生活をする住居での相談や、日常生活上の援助をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、共同生活援助（グループホーム）の、ひと月あたりの利用者すうの実績および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度294人。2016年度335人。2017年度369人です。

第５期の見込量は、2018年度407人。2019年度449人。2020年度495人です。

現状・課題

・市内のグループホームすうは増加していますが、いぜんとして需要はあります。

・地域生活、地域移行をになうグループホームは、利用者の重度化や、高齢化への対応が望まれています。

　また、精神科病院を退院後、グループホームを利用する人と、ひとり暮らしを希望する人の考え方にも変化がみられるようになっています。

・重いしょうがいのある人でも、入居できるグループホームが必要です。

・地域に溶け込んだ環境での、グループホーム建設がもとめられます。

サービス提供体制確保のための方策

・グループホームの開設に関する相談（意見書の作成・ショートステイの併設等）に対応するほか、施設整備補助は可能な限り実施していきます。

・特に重いしょうがいのある人が、利用しやすい基盤の整備につとめます。

・重いしょうがいのある人に対する、「特別な支援」のための施策のあり方を検討します。

・事業しょの実態をふまえ、事業しょと連携して人材の確保を支援していきます。

②,施設入所支援

サービス内容

・施設に入所するしょうがいのある人に対して、主に夜間において入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の日常生活上の支援をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、施設入所支援の、ひと月あたりの利用者すうの実績および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度233人。2016年度234人。2017年度236人です。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて236人です。

現状・課題

・施設入所に対し、家族や本人のニーズがあります。

サービス提供体制確保のための方策

・地域移行の観点から、本人や家族の意向をふまえ、適切に地域に移行できるよう支援していきます。

③,自立生活援助　（2018年４月からの新規事業です）

サービス内容

・ひとり暮らしに必要な理解りょくや生活りょくを補うために、定期的なきょたく訪問や随時の対応をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、自立生活援助の、ひと月あたりの利用者すうの実績および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、ありません。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて6人です。

現状・課題

・(2018年４月からの新規事業です。

サービス提供体制確保のための方策

・新規事業であるため、事業内容について法人等に情報提供をおこない、事業しょが増えるよう支援します。

括弧４、相談支援

①,基本相談支援

サービス内容

・しょうがいのある人等が必要とする、情報提供や助言をおこないます。

・障害福祉サービス等の利用や課題の解決に向け、しょうがいのある人と行政、障害福祉サービス事業者、医療機関、教育機関等との調整などをおこないます。

・行政の立場で、しょうがいのある人の福祉全般にわたる相談をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、基本相談支援の実績および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度から、2017年度まで、すべて実施です。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて実施です。

現状・課題

・(2016年２月に、市内５か所に地域しょうがいしゃ支援センターを開設し、地域の相談拠点としての役割をになっています。

・相談件数は増加しており、身近に相談窓口ができ、便利になったなどの声がある反面、行政業務や法人として経験していない分野の業務について、支援の差があるとの意見もあがっています。

・しょうがいのある人や、家族に変化があってからの相談への対応が多いため、本人の立場にたち、将来を展望した支援について充分とりくめていません。

・しょうがい福祉課は、各しょうがいしゃ支援センターの相談の推進をはかるため、窓口対応や相談についての、行政の経験を情報提供する技術的助言をおこなうとともに、しょうがいしゃ虐待やしょうがいしゃ差別解消、成年後見制度等の権利擁護に関する相談に対応しています。

・しょうがいしゃ支援センターは、相談の拠点として行政手続きや個別支援をおこなっていますが、今後期待される地域の連携の拠点としての機能は、充分整備されていません。

サービス提供体制確保のための方策

・専門性の向上のため、研修会・連絡会等を定期開催し、業務知識の向上や相談支援の内容の充実をはかります。

・各しょうがいしゃ支援センターを地域拠点に、しょうがい、子ども、高齢等の各部門や、地域の関係者との連携を強化していきます。

・しょうがい福祉課は、引き続き各支援センターの相談を推進するための技術的助言をおこないます。また、基幹型支援センターとしての役割を発揮し、しょうがいしゃ虐待や、しょうがいしゃ差別解消等に関する相談、複合的な課題を抱えるしょうがいのある人などの、総合的相談に対応していきます。

②,計画相談支援

サービス内容

・サービス等利用計画案の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）をおこないます。

・サービス事業者等との連絡・調整をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、計画相談支援の利用者すうと、指定特定相談支援の事業しょすうの、年度あたりの実績および見込量のひょうがはいります。

計画相談支援の利用者すうの第４期の実績は、2015年度717人。2016年度901人。2017年度1,132人です。

第５期の見込量は、2018年度1,450人。2019年度1,900人。2020年度2,350人です。

指定特定相談支援の事業しょすうの第４期の実績は、2015年度12か所。2016年度15か所。2017年度17か所です。

第５期の見込量は、2018年度19か所。2019年度21か所。2020年度23か所です。

現状・課題

・指定特定相談支援事業しょは、市内で16か所に増加しており、定期的に特定相談支援事業しょ連絡会を開催しています。

・計画相談件数は増加していますが、他市と比較して、サービス等利用計画の作成率が低い状況にあります。また、すべてのサービス利用者の計画を作成可能な事業しょすうの確保には至っていません。

・引き続き、サービス等利用計画の質の向上ももとめられており、2017年度中に、相談支援部会により相談支援指針の作成を予定しています。

サービス提供体制確保のための方策

・引き続き、特定相談支援事業しょ連絡会を開催し、相談支援事業しょや相談員間の情報交換につとめます。

・引き続き、特定相談支援事業しょを増やしていくため、障害福祉サービス提供事業しょだけでなく、他の福祉分野事業しょも含め、周知活動を実施し、民間の相談支援事業しょを増やすようつとめていきます。

・しょうがいのある人や家族、支援者に対して、自立した地域生活のための計画相談の必要性について、サービス受給者証の交付時など、さまざまな機会をとおして周知していきます。

・相談支援指針を活用して、相談支援の内容の充実をはかっていきます。

③,地域移行支援・地域定着支援

サービス内容

・地域移行支援は、住居の確保、地域生活の準備や障害福祉サービスの見学・体験のための外出へのどうこう支援、地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援をおこないます。

・地域定着支援は、夜間も含む緊急時の連絡、相談等の支援をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、地域移行支援・地域定着支援の、年度あたりの利用者すうの実績および見込量のひょうがはいります。

・地域移行支援の利用者すうの第４期の実績は、2015年度2人。2016年度1人。2017年度2人です。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて6人です。

・地域定着支援の利用者すうの第４期の実績は、2015年度から、2017年度まで、すべて１人です。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて3人です。

現状・課題

・地域移行支援、地域定着支援の利用件数に伸びは見られなかったものの、市内に、精神しょうがいのある人に対するグループホームの開設がすすみ、入院から地域生活へ移行した、精神しょうがいのある人は増加しました。

サービス提供体制確保のための方策

・精神保健福祉推進会等の、既存の会議体を活用して、地域の資源と病院等との連携を深め、引き続き地域移行支援、地域定着支援事業を推進していきます。

４の２、地域生活支援事業

このページには、地域生活支援事業の種別と掲載ページが載っています。

|  |  |
| --- | --- |
| 括弧１、必須事業、 | ①,理解促進研修・啓発事業、51ページ、 |
| ②,自発的活動支援事業、52ページ、 |
| ③,相談支援事業、 |
| 障害者相談支援事業、53ページ、 |
| 基幹相談支援センター等,機能強化事業、53ページ、 |
| 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)、53ページ、 |
| ④,成年後見制度利用支援事業、55ページ、 |
| ⑤,成年後見制度,法人後見支援事業、56ページ、 |
| ⑥,意思疎通支援事業、57ページ、 |
| ⑦,手話奉仕員養成研修事業、59ページ、 |
| ⑧,日常生活用具給付等事業、60ページ、 |
| ⑨,移動支援事業、61ページ、 |
| ⑩,地域活動支援センター機能強化事業、62ページ、 |
| 括弧２、任意事業、 | ①,福祉ホーム、63ページ、 |
| ②,訪問入浴サービス、64ページ、 |
| ③,日中一時支援、65ページ、 |
| ④,緊急一時保護、66ページ、 |
| ⑤,スポーツ・レクリエーション教室開催等、67ページ、 |
| ⑥,自動車運転免許取得・改造助成、68ページ、 |
| ⑦,知的障害者職親委託、69ページ、 |

・障がいのある児童も利用可能なサービスは、相談支援事業の障害者相談支援事業と、基幹相談支援センター等機能強化事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、訪問入浴サービス、にっちゅう一時支援、緊急一時保護、スポーツ・レクリエーション教室開催等です。

括弧１、必須事業

①,理解促進研修・啓発事業

サービス内容

・しょうがいのある人に対する理解を深めるための、研修・啓発をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、理解促進研修・啓発事業の、実績および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度から、2017年度まで、すべて実施です。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて実施です。

現状・課題

・障害者差別解消法が施行され、しょうがいのある人への理解をひろげること、しょうがいのある人への差別をなくすことが、もとめられています。

サービス提供体制確保のための方策

・機会をとらえて適切に啓発事業をおこないます。

②,自発的活動支援事業

サービス内容

・しょうがいのある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるような、自発的なとりくみの支援をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、自発的活動支援事業の実績および、見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度、2016年度が未実施、2017年度が検討です。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて実施です。

現状・課題

・精神しょうがいのある人の家族会による、相談事業及び研修活動の実施が見込まれています。

サービス提供体制確保のための方策

・現状おこなわれている、しょうがいのある人の家族支援事業について、自発的活動支援事業として位置づけ、継続して実施できるよう支援していきます。

③,相談支援事業

サービス内容

相談支援事業には、３つの事業があります。

１つ目の事業、障害者相談支援事業では、福祉サービスに関する情報提供と利用援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活りょくを高めるための支援、権利擁護のための必要な援助をおこないます。

２つ目の事業、基幹相談支援センター等,機能強化事業では、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化のとりくみ、地域移行支援ならびに定着支援事業のとりくみ、権利擁護・虐待の防止の業務等をおこないます。

３つ目の事業、住宅入居等支援事業(居住サポート事業)では、入居に必要な調整等に関する支援をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、相談支援事業の３つの事業の、実績および見込量のひょうがはいります。

１つ目の事業、障害者相談支援事業の第４期の実績は、2015年度から、2017年度まで、すべて実施です。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて実施です。

２つ目の事業、基幹相談支援センター等,機能強化事業の第４期の実績は、2015年度から、2017年度まで、すべて,機能として実施です。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて,機能として実施です。

３つ目の事業、住宅入居等支援事業(居住サポート事業)の第４期の実績は、2015年度から、2017年度まで、すべて未実施です。

第５期の見込量は、2018年度、2019年度が検討、2020年度が実施です。

現状・課題

障害者相談支援事業・基幹相談支援センター等,機能強化事業

・市内５地域にあるしょうがいしゃ支援センターを拠点に、相談支援事業をおこなっています。

・市は、業務手順書、定期連絡会、技術的助言等を通じて、各しょうがいしゃ支援センターの活動を後方支援しています。

・また、基幹型支援センターの機能として、しょうがいしゃ虐待や、しょうがいしゃ差別解消、成年後見制度等の権利擁護に関する通報や相談に対応しています。

・今後も、各しょうがいしゃ支援センターの専門性の向上をはかる必要があります。

・さらに、各しょうがいしゃ支援センターと関係機関等との連携を推進し、市域全体の支援体制を形づくるとりくみをすすめていく必要があります。

・しょうがいのある人や家族に、成年後見制度等の理解がひろまっていないため、さらなる周知をはかる必要があります。

住宅入居等支援事業

・事業実施については、検討中です。

サービス提供体制確保のための方策

障害者相談支援事業の充実・強化

・しょうがいしゃ支援センター合同の研修会を定期開催し、相談支援の内容の向上をはかります。

・各しょうがいしゃ支援センターを地域拠点に、指定特定相談支援事業しょや、子どもの発達にかかわる支援部門との連携を強化していきます、また、その連携体制をもとに、市域全体における、ネットワークの整備に向けた検討に着手します。

・相談支援指針などをもとに、連携する各相談支援機関と、切れ目のない相談を実施していきます。

基幹相談支援センターの推進

・市は引き続き、虐待防止や差別解消に関する相談や、行政としての独自の役割をになうため、基幹相談支援センターを推進していきます。

・引き続きしょうがいのある人の権利擁護に向け、周知啓発活動等を積極的に実施していきます。

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

・事業実施については、検討していきます。

④,成年後見制度利用支援事業

サービス内容

・成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見の申し立てに要する経費及び、後見人等の報酬等の全部または一部を補助します。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、成年後見制度利用支援事業の、件数の実績および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度23件。2016年度17件。2017年度20件です。

第５期の見込量は、2018年度23件。2019年度24件。2020年度25件です。

現状・課題

・成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見の申し立てに要する経費及び、後見人等の報酬の全部又は一部を助成しています。

サービス提供体制確保のための方策

・成年後見制度を必要とする人が、適切に利用できるよう、申立等の支援を積極的に実施します。

・申立経費及び、後見人等報酬助成の継続、周知につとめます。

⑤,成年後見制度,法人後見支援事業

サービス内容

・法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための、組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援等をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、成年後見制度,法人後見支援事業をおこなう団体すうと、法人後見および法人後見監督の件数の、年度あたりの実績および見込量のひょうがはいります。

・成年後見制度,法人後見支援事業をおこなう団体すうの、第４期の実績は、2015年度から、2017年度まで、すべて1団体です。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて1団体です。

・法人後見および法人後見監督の件数の第４期の実績は、2015年度13件。2016年度17件。2017年度20件です。

第５期の見込量は、2018年度21件。2019年度22件。2020年度23件です。

現状・課題

・法人後見及び、法人後見監督の活動を、安定的に実施することができる組織体制の維持、適正な活動のための支援等を実施しています。

サービス提供体制確保のための方策

・法人後見及び、法人後見監督の活動を、安定的に実施することができる組織体制の維持、適正な活動のための支援等を、継続して実施していきます。

⑥,意思疎通支援事業

サービス内容

・手話通訳者及び、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業等をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、意思疎通支援事業の３つの事業の、年度あたりの実績および見込量のひょうがはいります。

1つ目の事業、手話通訳者派遣事業の件数の、第４期の実績は、2015年度1,364件、2016年度1,426件、2017年度1,560件です。

第５期の見込量は、2018年度1,710件、2019年度1,870件、2020年度2,040件です。

２つ目の事業、要約筆記者派遣事業の件数の、第４期の実績は、2015年度67件。2016年度52件。2017年度63件です。

第５期の見込量は、2018年度72件。2019年度74件。2020年度76件です。

３つ目の事業、手話通訳者設置事業（手話通訳者登録者数）の、第４期の実績は、2015年度から、2017年度まで、すべて35人です。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて週一にちです。

現状・課題

・手話通訳者及び要約筆記者を登録し、派遣事業を実施しています。あわせて東京手話通訳等派遣センターにも委託しています。夜間や休日などの派遣受付が課題となっています。

・医療や司法など、高度な知識や技術を必要とする手話通訳、要約筆記がもとめられています。

・しょうがい福祉課窓口に、週１にち、手話通訳者を設置しています。その他の曜日については、手話通訳のできる職員を配置しています。また、３か所のしょうがいしゃ支援センターで、手話通訳のできる職員を配置しています。いつでも安心して相談できる体制づくりが課題です。

サービス提供体制確保のための方策

・聴覚しょうがいのある人の、緊急時の派遣依頼に対応するために、受付時間の拡大や、申込方法等を検討していきます。

・聴覚しょうがいのある人の社会参加や、権利擁護のための体制づくりを、検討していきます。

・聴覚しょうがいのある人が、安心して相談できる体制づくりを、引き続き検討していきます。

・手話通訳者、要約筆記者派遣制度のあり方を検討していきます。

⑦,手話奉仕員養成研修事業

サービス内容

・日常会話程度の手話表現を習得した、手話ボランティアを養成するための研修、手話通訳者としての研修をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、手話奉仕員養成研修事業の養成講習修了者数の、年度あたりの実績および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度12人。2016年度14人。2017年度16人です。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて16人です。

現状・課題

・町田市社会福祉協議会へ事業補助し、実施しています。

・手話奉仕員養成の他に、町田市の手話通訳者登録試験に向けた、養成講座も実施しています。

・実践で活躍できる、質の高い手話通訳のできる人を増やすことが課題です。

サービス提供体制確保のための方策

・手話奉仕員養成研修事業の実施を継続していきます。

・派遣の希望にこたえられるよう、質の高い手話通訳者の数を増やしていくために、手話奉仕員養成講座、手話通訳者養成講座と連携していきます。

⑧,日常生活用具給付等事業

サービス内容

・日常生活上の便宜をはかるための、告示の要件を満たす６種の用具の給付をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、日常生活用具給付等事業の実績および,見込量のひょうがはいります。

・介護・訓練支援用具の件数の第４期の実績は、2015年度74件、2016年度35件、2017年度80件です。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて80件です。

・自立生活支援用具の件数の第４期の実績は、2015年度112件、2016年度102件、2017年度120件です。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて120件です。

・在宅療養等支援用具の件数の第４期の実績は、2015年度69件、2016年度64件、2017年度90件です。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて90件です。

・情報・意思疎通支援用具の件数の第４期の実績は、2015年度141件、2016年度154件、2017年度170件です。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて170件です。

・排泄管理支援用具の件数の第４期の実績は、2015年度7,826件、2016年度9,040件、2017年度9,700件です。

第５期の見込量は、2018年度10,400件、2019年度11,200件、2020年度12,000件です。

・住宅改修費の件数の第４期の実績は、2015年度48件、2016年度38件、2017年度50件です。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて50件です。

現状・課題

・給付状況はやや増加しています。

・日常生活用具の品目については、ニーズを考慮し、見直しをはかっています。

サービス提供体制確保のための方策

・用具の品目や基準額について、ニーズを考慮し、見直しをはかり、引き続き継続していきます。

⑨,移動支援事業

サービス内容

・社会生活上必要不可欠な外出及び、余暇活動等の社会参加のための、外出の際の移動の支援をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、移動支援事業の年度あたりの実績および、見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度574人。2016年度568人。2017年度600人です。

第５期の見込量は、2018年度630人、2019年度660人、2020年度690人です。

現状・課題

・利用者すうは増加傾向にあります。

・時間すうや、対象拡大等に関わる要望があります。

サービス提供体制確保のための方策

・サービスの充実にむけ、時間すうや対象の拡大等の検討をおこない、引き続き事業を推進していきます。

１０,地域活動支援センター機能強化事業

サービス内容

・地域生活支援の促進をはかるための、社会との交流促進、機能訓練、相談等をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、地域活動支援センター機能強化事業の実績および、見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度から、2017年度まで、すべて実施です。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて実施です。

現状・課題

・(2015年４月より、精神しょうがいのある人等を対象とした「地域活動支援センター,まちプラ」を開設しました。

サービス提供体制確保のための方策

・しょうがいのある人の地域活動を支える場として、利用者と共に検討し、事業を推進していきます。

括弧２、任意事業（その他の地域生活支援事業）

①,福祉ホーム

サービス内容

・低額な料金での、居室その他の設備の提供、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、関係機関との連絡、調整をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、福祉ホームの年度あたりの実績および、見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度から、2017年度まで、すべて１か所です。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて１か所です。

現状・課題

・福祉ホームの目的であるしょうがいのある人に、低額な料金で利用されており、利用者の日常生活に必要な便宜の供与を適切にはたせるよう、補助事業として実施しています。

サービス提供体制確保のための方策

・福祉ホームは、2007年４月より、東京都から市に移管された施設が市内に１か所あり、今後も補助事業として実施していきます。

②,訪問入浴サービス

サービス内容

・訪問により、きょたくにおいて入浴サービスを提供します。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、訪問入浴サービスの、年度あたりの実績および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度から、2017年度まで、すべて30人です。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて30人です。

現状・課題

・町田市社会福祉協議会への事業補助を実施しています。

・入浴頻度を増やしてほしい、という声があります。

サービス提供体制確保のための方策

・町田市社会福祉協議会の自主事業への補助を継続するとともに、同サービスの効果的な運営について、町田市社会福祉協議会と検討します。

③,日中一時支援

サービス内容

・にっちゅうにおける活動の場を確保し、日常的な訓練や支援をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、にっちゅう一時支援の実績および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度から、2017年度まで、すべて未実施です。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて検討です。

現状・課題

・放課後等デイサービスが普及し、高等学校在学中までは放課後活動をできるようになったものの、卒業以降の過ごしかたとしても、日中一時支援事業のニーズが高まっています。

サービス提供体制確保のための方策

・ニーズや他市の状況を把握し、たのサービス等も含め、ニーズにこたえられるよう実施について検討をしていきます。

④,緊急一時保護

サービス内容

・介護者の病気や急な冠婚葬祭等により、一時的に、しょうがいのある人や児童を介護できなくなったときの宿泊場所の提供をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、緊急一時保護の、年度あたりの実績および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度762にち。2016年度534にち。2017年度800にちです。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて800にちです。

現状・課題

・介護者の病気等により、利用率が上昇傾向にあります。

サービス提供体制確保のための方策

・引き続き事業を実施していくとともに、既存の施設の活用を検討していきます。

⑤,スポーツ・レクリエーション教室開催等

サービス内容

・しょうがいのある人や児童が、スポーツにふれる機会等を提供します。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、スポーツ・レクリエーション教室開催等の、年度あたりの実績および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度から、2017年度まで、すべて３事業です。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて３事業です。

現状・課題

・スポーツ大会（ねん１回）、スポーツ教室（年間30回以上）、水泳教室（夏季）を実施しています。

・スポーツ教室等の指導員の安定的な確保が課題です。

サービス提供体制確保のための方策

・余暇活動支援として実施しているスポーツ教室等は、継続して事業を実施していきます。

・スポーツ教室等の指導員の確保につとめます。

⑥,自動車運転免許取得・改造助成

サービス内容

・自動車運転免許の取得及び、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、自動車運転免許取得・改造助成の、年度あたりの実績および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度21件、2016年度12件、2017年度25件です。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて25件です。

現状・課題

・年度により、実施件数に変動があります。

・制度の周知等を、引き続きおこなっていく必要があります。

サービス提供体制確保のための方策

・制度の周知をはかりつつ、引き続き事業を実施していきます。

⑦,知的障害者職親委託

サービス内容

・一定期間、職親に預けて、生活指導及び技能習得訓練等をおこないます。

第４期の実績と第５期の見込量

・このあと、知的障害者職親委託の、年度あたりの実績および見込量のひょうがはいります。

第４期の実績は、2015年度から、2017年度まで、すべて１人です。

第５期の見込量は、2018年度から、2020年度まで、すべて１人です。

現状・課題

・新しいニーズは見込まれていません。

サービス提供体制確保のための方策

・知的しょうがいのある人が、住み慣れた場所で今後も生活できるよう、関係機関と連携し、事業を継続していきます。

このページは空白です

第５章、計画の推進

５の１、推進体制

しょうがいのある人が地域で自立して生活していくためには、保健・医療・福祉・子育て・教育等さまざまな連携が重要です。しょうがいのある人、個々にあわせて一貫した支援ができるよう、関係機関との連携体制の一層の充実をはかり、本計画に定める事業の着実な推進をはかります。

５の２、計画の実施・推進

本計画は、町田市のしょうがい福祉施策の「実施計画」に位置づけられます。そのため、本計画で掲げた数値目標及び活動指標（見込量）は、「必要とされるサービスの量を想定した値」として尊重し、計画の実施・推進をはかります。

また、難病や高次脳機能しょうがい、発達しょうがいなど、法律や制度の谷間におちいりがちなしょうがいのある人たちの、ニーズにも配慮しながら、計画を実施・推進します。

５の３、計画の進行管理

町田市は、しょうがいしゃ施策を総合的に協議するために、市の附属機関として、2010年11月に、「町田市しょうがいしゃ施策推進協議会」を設置しました。この協議会は、しょうがいしゃ施策にかかわる２つの計画（「しょうがいしゃ計画」、「しょうがい福祉事業計画」）を検討するほか、個別の施策について検討する部会を設置して協議します。（現状は就労・生活支援部会、相談支援部会、しょうがいしゃ計画部会の３つがあります。）

本計画の進行状況については、目標等に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）をおこない、必要があると認めたときは、計画の変更等の措置を講じます。また、評価（中間評価）の際には、「町田市しょうがいしゃ施策推進協議会」に意見をもとめます。

このページは空白です

巻末資料

１、障害福祉サービス等の実績及び見込量一覧

このページには、障害福祉サービス等の訪問系、にっちゅう活動系、居住系の実績及び見込量一覧のひょうが載っています。

注釈：これらは第４章の内容を一覧にしたものです。

（図版,省略）

地域生活支援事業

このページには、１,障害福祉サービス等の相談支援と、地域生活支援事業の実績及び見込量一覧のひょうが載っています。

注釈：これらは第４章の内容を一覧にしたものです。

（図版,省略）

障害児つうしょ支援

このページには、障害児つうしょ支援の、１か月あたりの実績及び見込量一覧のひょうが載っています。

注釈：子ども発達支援計画（第一期障害児福祉計画）から、数字を一部引用しています。

（図版,省略）

２、障害福祉サービス（訪問系）の区市町村別サービス量及び利用者すう

このページには、２,障害福祉サービス（訪問系）の、区市町村別サービス量及び利用者すうのひょうが載っています。数値は、平成29年3月のサービス提供分の速報ちです。

（図版,省略）

３、障害福祉サービス（にっちゅう活動系・相談支援）の区市町村別基盤整備状況

このページには、３,障害福祉サービス（にっちゅう活動系・相談支援）の区市町村別基盤整備状況のひょうが載っています。数値は、平成28年度末の速報ちです。

（図版,省略）

このページには、３,障害福祉サービス（短期入所・共同生活援助（グループホーム）・障害者支援施設等）の区市町村別基盤整備状況のひょうが載っています。数値は、平成28年度末の速報ちです。

（図版,省略）

４、地域生活支援事業の区市町村別実施状況

このページには、４,地域生活支援事業の、区市町村別実施状況のひょうが載っています。平成28年度の数値です。

（図版,省略）

５、検討経過

括弧１、町田市しょうがいしゃ施策推進協議会

第１回町田市しょうがいしゃ施策推進協議会

期日、2017年４月17日（月曜日）

議題、町田市しょうがい福祉事業計画（第５期計画）策定にかかわる諮問

第３回町田市しょうがいしゃ施策推進協議会

期日、2017年11月13日（月曜日）

議題、町田市しょうがい福祉事業計画（第５期計画）素案の検討・承認

第４回町田市しょうがいしゃ施策推進協議会

期日、2018年２月16日（金曜日）

議題、町田市しょうがい福祉事業計画（第５期計画）答申原案の検討・承認

括弧２、町田市しょうがいしゃ施策推進協議会,しょうがいしゃ計画部会

第１回しょうがいしゃ計画部会

期日、2017年５月17日（水曜日）

議題、町田市しょうがい福祉事業計画（第５期計画）素案作成に必要な骨子案の確認

　　　作業部会の設置と作業部会員の選出

第１回作業部会

期日、2017年７月４日（火曜日）

議題、町田市しょうがい福祉事業計画（第４期計画）のふりかえり

第２回作業部会

期日、2017年７月31日（月曜日）

議題、町田市しょうがい福祉事業計画（第５期計画）のサービスの見込量の検討

第３回作業部会

期日、2017年８月22日（火曜日）

議題、町田市しょうがい福祉事業計画（第５期計画）のサービスの見込量の検討

第４回作業部会

期日、2017年９月22日（金曜日）

議題、町田市しょうがい福祉事業計画（第５期計画）のサービスの見込量確保の方策に関する検討

第４回しょうがいしゃ計画部会

期日、2017年10月18日（水曜日）

議題、町田市しょうがい福祉事業計画（第５期計画）素案の検討

第６回しょうがいしゃ計画部会

期日、2018年１月29日（月曜日）

議題、町田市しょうがい福祉事業計画（第５期計画）素案の検討

６、委員名簿

括弧１、町田市しょうがいしゃ施策推進協議会

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分、 | 氏名（敬称略） | 委員就任時の所属めい、 |
| 会長、 | 岩崎,晋也、 | 法政大学、 |
| 職務代理、 | 井上,光晴、 | もとな社会福祉士事務所、 |
| 委員、 | 佐藤,繭美、 | 法政大学、 |
| 委員、 | 谷内,たかゆき、 | 桜美林学園、 |
| 委員、 | 中川,たねひで、 | 町田市医師会、 |
| 委員、 | おとごと,三郎、 | 町田市歯科医師会、 |
| 委員、 | 小野,浩、 | まちされん、 |
| 委員、 | 大久保,悦子、 | 町田市社会福祉法人施設等連絡会、 |
| 委員、 | 廣田,みつる、 | 社会福祉法人、町田市社会福祉協議会、 |
| 委員、 | 清水,孝代、 | 鶴川地域しょうがいしゃ支援センター、 |
| 委員、 | 滝島,弘之、 | 町田市しょうがいしゃ就労生活支援センター,「りんく」, |
| 委員、 | 堤,愛子、 | 特定非営利活動法人,町田ヒューマンネットワーク、  まちだ在宅しょうがいしゃ,「チェーンの会」、 |
| 委員、 | 風間,博明、 | 町田市身体障害者福祉協会、 |
| 委員、 | 玉木,浩人、 | 町田市聴覚障害者協会、 |
| 委員、 | 佐野,溢子、 | 町田市しょうがい児・しゃ,「親の会」連絡会、 |
| 委員、 | 坂本,のぶひろ、 | 特定非営利活動法人,町田市精神障害者「さるびあ会」、 |
| 委員、 | 町野,まりこ、 | 町田市民生委員児童委員協議会、 |
| 委員、 | 佐藤,正志、 | 町田商工会議所、 |
| 委員、 | 森山,知也、 | 東京都立町田の丘学園、 |
| 委員、 | 増村,武夫、 | 町田公共職業安定じょ、 |

括弧２、町田市しょうがいしゃ施策推進協議会,しょうがいしゃ計画部会

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分, | | 氏名(敬称略), | 委員就任時の所属めい, |
| 部会長, |  | おの,浩, | 町田市しょうがいしゃ施策推進協議会,  （まちされん）, |
| 職務代理, |  | 森山,知也, | 町田市しょうがいしゃ施策推進協議会,  東京都立町田の丘学園, |
| 委員, |  | 安藤,しんや, | まちだ在宅しょうがいしゃ「チェーンの会」, |
| 委員, |  | 市村,善明, | 特定非営利活動法人、インクルネット町田, |
| 委員, |  | 風間,博明, | 町田市しょうがいしゃ施策推進協議会,  （町田市身体障害者福祉協会）, |
| 委員, |  | 後藤,美紀子, | 知的・発達しょうがい児・しゃとともに育つ会,「ひこうせん」, |
| 委員, |  | たてかわ,明美, | 社会福祉法人　町田市社会福祉協議会, |
| 委員, |  | 玉木,浩人, | 町田市しょうがいしゃ施策推進協議会,  （町田市聴覚障害者協会）, |
| 委員, |  | 堀,正明, | とびたつ会, |
| 委員, |  | みなみかわ,たけたね, | 町田市社会福祉法人施設等連絡会, |
| 委員, |  | 宮島,みさ, | 宮島法律事務所, |
| 委員, |  | みわ,洋一, | 社会福祉法人コメット,はらまちだスクエア, |

注釈：おの部会長、森山職務代理、安藤委員、みなみかわ委員、宮島委員は、作業部会員を兼務

このページは空白です

町田市しょうがい福祉事業計画（第５期計画）

発行年月、　　2018年３月

刊行ぶつ番号、　17の102

発行、　町田市地域福祉部しょうがい福祉課

町田市森野,二丁目,二番,22号

電話番号、　　042-724-2136番

FAX番号、　　　050-3101-1653番

みんなでささえあって

いいことふくらむまちだ

（イラスト,省略）